

各位

株式会社北洋銀行

「経営者保証に関するガイドライン」の活用状況について

当行は、従来から「担保・保証に過度に依存しない貸出」を進めており、2023年4月からは、その取組を更に進め、お客さまへのご融資や既存の保証契約の見直しの際に、原則として、経営者保証を申受けない取扱いとしました。

具体的な取組内容は、以下の通りです。

- (1) 経営者保証ガイドラインの要件に全て該当していなくても、経営者保証を申受けない取扱いとします。
- (2) 十分な物的担保の提供がある場合や「停止条件付連帯保証契約」などの代替的融資手法等を活用できる場合には、経営者保証を申受けない取扱いとします。
- (3) 上記(1)(2)に合致しない場合も、お客さまの事業性を理解し、経営者保証を申受けない取扱いを検討します。

事業承継時の経営者保証に関しては、2019年12月に公表された事業承継時に焦点を当てた「経営者保証に関するガイドラインの特則」の主旨を踏まえた対応を検討することとしています。

また、保証人のお客さまがガイドラインに則った保証債務の整理を希望された場合は、引き続き、経営者保証に関するガイドラインに基づき誠実に対応するよう努めてまいります。

経営者保証に関するガイドラインの活用状況

	2023年度 上期	2024年度 上期
新規に無保証で融資した件数	8,033件	8,985件
経営者保証の代替的な融資手法を活用した件数※	2件	2件
新規融資に占める経営者保証に依存しない融資の割合	66.2%	72.9%

※停止条件付連帯保証契約等

事業承継時(代表者の交代時)における保証徴求の割合

	2023年度 上期	2024年度 上期
旧経営者との保証契約を解除し、かつ、新経営者との保証契約を締結しなかった	47.0%	31.0%
旧経営者との保証契約を解除する一方、新経営者との保証契約を締結した	36.0%	38.1%
旧経営者との保証契約は解除しなかったが、新経営者との保証契約は締結しなかった	15.6%	28.3%
旧経営者との保証契約を解除せず、かつ、新経営者との保証契約を締結した(元々保証契約を締結しており、新たに保証契約を締結せず代表者となった場合を含む)	1.4%	2.6%

以上